解散公告

当法人は、平成二十八年八月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

長崎市磯道町八四六番地

特定非営利活動法人お元気ですかコール長崎

清算人　小野　香織

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年六月十七日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十八年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

北海道芦別市北一条東一丁目二番地三

医療法人社団土山歯科医院

清算人　浅野美佐子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに山形県知事の認可により平成二十八年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

山形市桧町三丁目七番二五号

医療法人近岡小児科医院

清算人　近岡　秀郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十月十六日開催の定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

京都市伏見区深草西浦町八丁目一一五番地

武一ビル二〇三号室

ＭＫ労働組合

清算人　平田　博巳

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年九月三十日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

福岡市中央区大名二丁目四番一九号福岡赤坂ビル三階

医療法人樹心会

清算人　高須賀佳人

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目九番一二号

東北印刷工業厚生年金基金

理事長　今野　敦之

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

大阪市港区弁天一丁目二番三〇―二〇三号

大阪港厚生年金基金

代表清算人　木村　純

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年八月二十七日開催の第十三回臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

兵庫県明石市大久保町八木七四〇番地

コベルコクレーン労働組合

清算人　本田　裕二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年九月三十日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

福岡市中央区大名二丁目四番一九号福岡赤坂ビル三階

医療法人樹心会

清算人　高須賀佳人

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目九番一二号

東北印刷工業厚生年金基金

理事長　今野　敦之

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

大阪市港区弁天一丁目二番三〇―二〇三号

大阪港厚生年金基金

代表清算人　木村　純

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年八月二十七日開催の第十三回臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

兵庫県明石市大久保町八木七四〇番地

コベルコクレーン労働組合

清算人　本田　裕二

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠乏により、平成二十八年九月三十日をもって解散をしたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

島根県雲南市木次町里方六三三番地一

医療法人健晴会

清算人　長見さゆり

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年九月二十日宮崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

宮崎県串間市大字南方二四九番

北方土地改良区

清算人代表　武田　寛樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最期の住所北海道小樽市錦町二一番二〇号

被相続人　亡　白山　榮作こと　白　榮作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

事務所北海道小樽市花園二丁目八番一八号

司法書士荒内亮事務所

相続財産管理人　司法書士　荒内　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市両石町第五地割二三番地、最後の住所岩手県釜石市鵜住居町第二九地割三三番地一第二仮設団地Ｄ―二―二、住民票上の最後の住所岩手県釜石市両石町第二地割五七番地　被相続人　亡　釜道　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

事務所岩手県釜石市鈴子町四番一一号

相続財産管理人　司法書士　小笠原才二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県小美玉市橋場美一六八六番地、最後の住所茨城県小美玉市西郷地一六八六番地三

被相続人　亡　倉田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

茨城県水戸市宮町二丁目四番三二号銀杏坂ビル四階

相続財産管理人　弁護士　大和田一雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三沢市淋代三丁目一一五番地、最後の住所埼玉県川口市東川口四丁目二九番三九号　ラデヴィーナ東川口一〇三号

被相続人　亡　関川修太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目六番一五号相模屋ビル七階　あすか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福村　武雄

第20期決算公告

平成28年10月21日

東京都中央区八重洲一丁目２番１号

ジャパン・セキュリタイゼーション・コーポレーション

（旧商号：エターナル・ファンディング・コーポレーション）

日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,963,595
	資産合計	28,963,595
負債及び純資産の部	流動負債	21,917,170
	固定負債	7,009,622
	株主資本	36,802
	資本金	122
	利益剰余金	36,679
	（その他利益剰余金）	(36,679)
	負債・純資産合計	28,963,595

（注）当期純損失　14,358千円